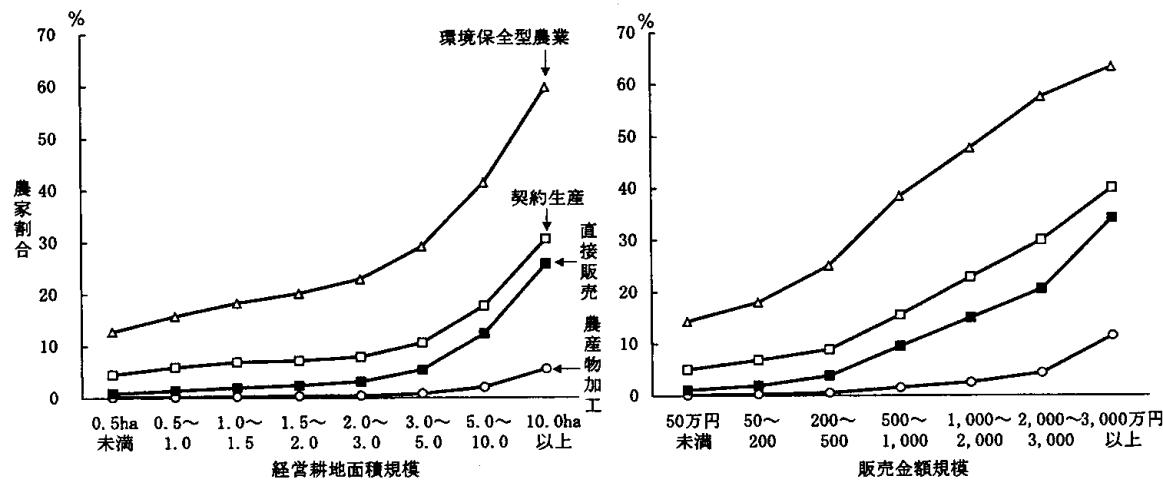


図 II-28. 経営耕地面積規模別、販売金額規模別の経営多角化等への取組状況
(平成12年、水田作経営)



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

注：1) 水田作経営は、稲作部門の販売金額が1位の経営である。

2) 経営耕地面積規模別は都府県、販売金額規模別は全国を対象とした。

機として6割の者が「より多くの所得の確保のため」と回答している^{*1}。一方、「自らの判断で生産物の評価（価格の決定）を行うため」と回答した割合も高く、農家が農産物価格の決定に主体的にかかわっていることもうかがわれる。

このような大規模経営を中心とした取組の強化やその育成・確保を図ることは、消費者ニーズを踏まえた農産物の生産の拡大等を通じて、将来にわたる安定的な食料供給の確保につながっていくものと考えられる。

（大規模経営の経営行動は、地域農業の維持・発展に大きく寄与している）

さらに、大規模経営は、自らの経営改善に主体的に取り組むとともに、その経営行動を通じて、地域農業の維持・発展に大きくかかわっていると考えられる。このため、水田作経営を例に、農作業の受託、農地の利活用、雇用労働の活用等から、地域農業とのかかわりを整理する。

まず、農作業受託を行っている農家の割合について、経営耕地面積規模別、農産物販売規模別にみると、いずれもこれらの規模が大きいほど高くなる傾向がみられる（図II-29）。また、受託組織に参加している農家の割合についても同様の傾向がみられる。これらのことから、大規模経営では、農作業の受託を経営の中に組み入れながら、自らの労働力や資本装備等の有効活用を図る経営が多いとみられる。これらの取組は、農作業を委託する農家の農業投資の抑制を通じた地域全体の生産コストの削減とともに、労働力が不足している地域における農業生産を支える役割を果たしていることがうかがわれる。

次に、過去1年間に田や畠に作物の作付けを全く行わなかった面積の割合（不作付け比率）をみると、経営規模が大きい経営ほど低下する傾向がみられ、農地の有効利用が進んでいる。また、田の利用状況について、過去1年間に稲以外の作物だけを作った田の面積の割合でみると、経営規模が大きいほど高くなっていることから、大規模経営では、米以外の土地利用型作物の生産にも積極的に対応していると考えられる。さらに、大規模経営は、経営耕地面積に占める借入耕地の割合が高い^{*2}という特徴があるが、耕作放棄地率については規模が大きくなるほど低い。これらのことから、大規模経営が、地域の農家からの借入地を含めて、経営耕地を効率的に利用することは、地域全体としての農地の荒廃の抑制と効率的な利用に貢献することになると考えられる。

さらに、常雇及び臨時雇を受け入れている農家の割合を経営規模別にみると、規模が大きい経営ほど高いことから、これらの経営では、地域における雇用創出にも一定程度寄与していると考えられる。また、農家以外の出身者が新規に就農する場合にも、このような大規模経営が研修の受入主体となる場合も多いと考えられる^{*3}。

大規模経営では、これまでみてきたように、経営の効率化や多角化等を通じて自らの経

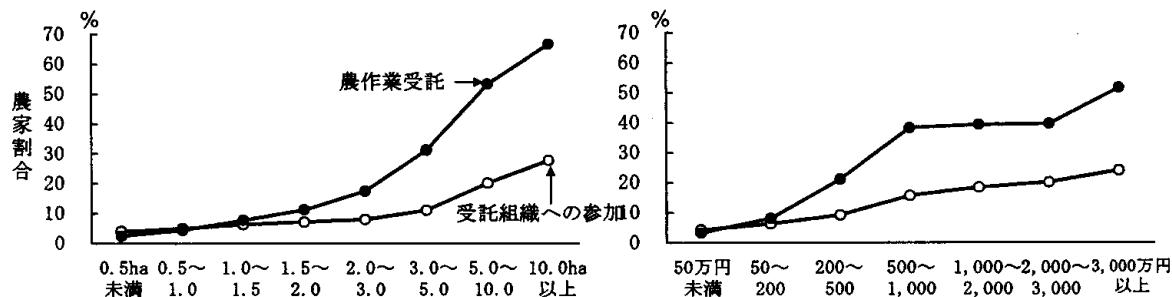
*1 農林水産省「農産物の直販・加工に関する意向調査」（14年2月公表）。農林業センサス（12年）の結果を基に「直販のみ」、「加工のみ」及び「直販及び加工」を行っている農家それぞれ1,000戸（合計3,000戸）を抽出して実施（回収率は、直販76.5%、加工49.0%）。

*2 経営耕地面積10ha以上の階層（都府県）における借入率は、56.3%（12年）。

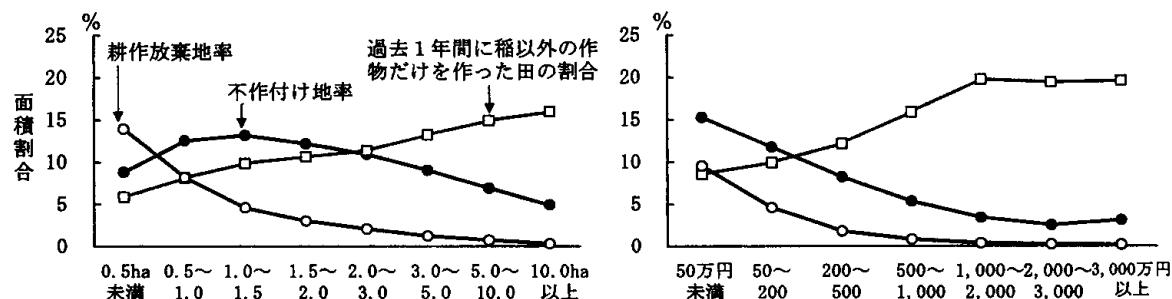
*3 前出の「市町村における新規就農者の受け入れ支援の意向に関する調査結果」によると、新規就農者の研修の受け入れが可能であると回答した市町村のうち、その受入主体として、72.8%の市町村が「農業者」、22.5%が「農業法人」、13.0%が市町村農業公社であると回答した。

図II-29 経営耕地面積規模別、販売金額規模別の農作業受託、農地利用、雇用労働の確保等の状況（平成12年、水田作経営）

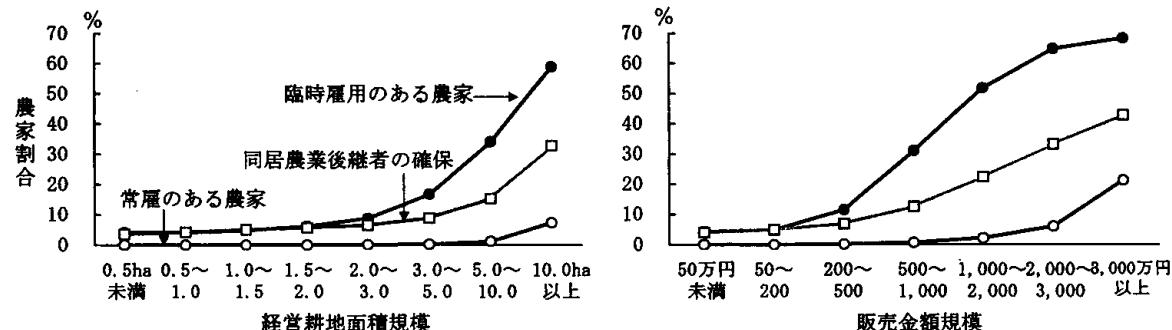
(農作業受託の取組割合、受託組織への参加割合)



(不作付け地率、耕作放棄地率)



(雇用を確保している割合、同居農業後継者の確保割合)



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

- 注：1) 水田作経営は、稲作部門の販売金額が1位の経営である。
 2) 経営耕地面積規模別は都府県、販売金額規模別は全国を対象とした。
 3) 不作付け地率は、田畠合計の割合である。
 4) 耕作放棄地率は、経営耕地面積と耕作放棄面積の合計に対する耕作放棄面積の割合である。
 5) 同居農業後継者の確保割合は、各階層に占める「自営農業だけに従事している同居農業後継者」がいる農家及び「自営農業とその他の仕事に従事している者の中自営農業が主である同居農業後継者」がいる農家の合計の割合である。

営行動として企業的経営の実現に取り組んでいる。このような主体的な経営行動は、それ自体が、例えば、受託組織への参画やオペレーターとしての従事等を通じた地域農業の維持・活性化や地域の農地の効率的利用を促す契機となり得るものであると考えられる。また、このような大規模経営は、主に自営農業に従事する後継者を確保している農家の割合が高いことから、地域農業全体における将来の後継者の確保という点からも重要である。

(大規模経営においても近年の農業粗収益の減少に伴い、農業所得が減少している)

このような経営面積が大きい経営や所得の高い経営においても、近年の農産物価格の低下等に伴い、営農類型によっては、経営が悪化しているものもみられる。

大規模経営を対象に、9年を基準とした単位面積当たりの農業粗収益、農業経営費、農業所得の推移をみると、水田作経営においては、米価の下落等に伴う農業粗収益の減少により、14年の農業所得は、9年に比べ26%減少している(図II-30)。また、露地野菜経営及び施設野菜経営についても、最近の農業粗収益の減少に伴い、14年の農業所得は9年に比べそれぞれ18%、26%の減少となっている。

このような農業所得の減少に対応するためには、安全な農産物の生産、農産物加工や直接販売等による収入確保の取組とともに、農業生産資材価格の低減の取組や省力化の推進等による一層の生産コストの削減の取組が重要である。

また、気象条件等の影響を受けやすい農業の特質上、農業者の経営改善の取組だけでは回避できない価格の変動に伴い、収入が変動するというリスクが常に存在している。特に、大規模経営等では農業所得への依存度が高いことから、これらのリスクを緩和し、意欲をもって経営改善に取り組める環境づくりが重要となっている。

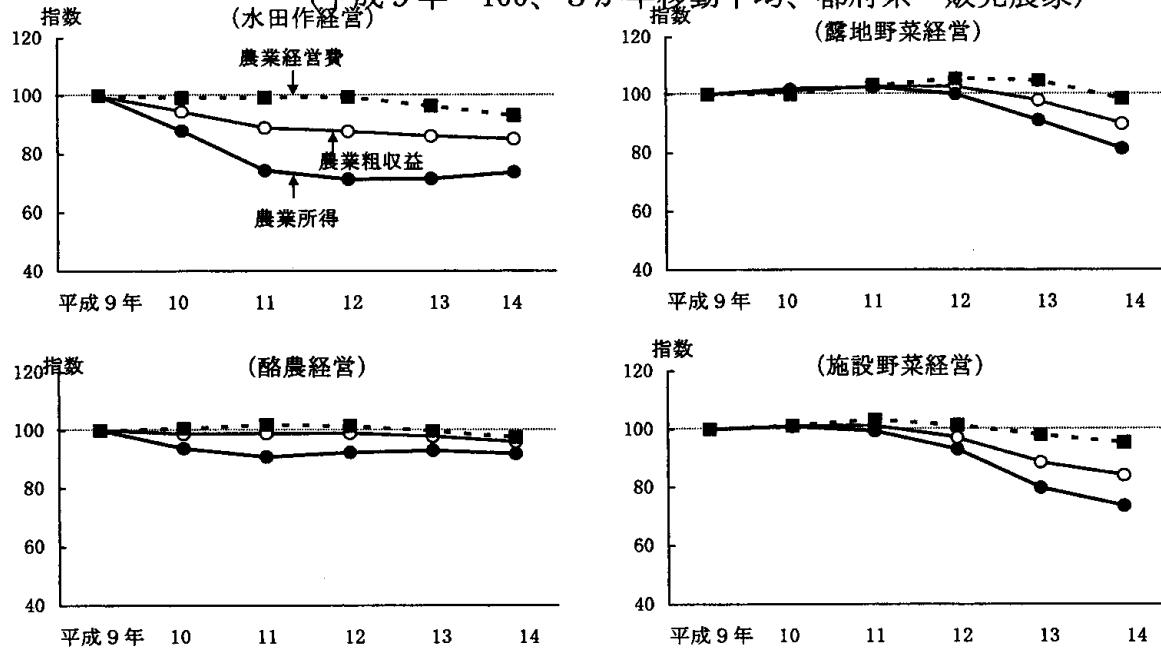
(農業の生産構造のぜい弱化が進行している)

これまでみてきたように、農業の担い手にかかる動向をみると、認定農業者、農業法人は引き続き増加傾向にあり、これら経営体への農地の利用集積も一定程度進むなど、一部に構造改革に向けた動きがみられる。しかしながら、我が国の農業構造を全体としてみると、最近、認定農業者等担い手への農地集積面積の増加率の鈍化、「65歳未満の農業専従者がいる主業農家」の戸数や経営面積の販売農家全体に占める割合の低下、経営規模の大きな経営の農業所得の減少等の動きがみられる。

これらの動きに加えて、都府県水田作経営における「65歳未満の農業専従者がいる主業農家」への経営耕地面積の集積が2割未満であることも踏まえると、食料・農業・農村基本法で規定された望ましい農業構造の実現に向けた構造改革が、十分に進展している状況にはなっておらず、農業の生産構造のぜい弱化が進行している。従来の取組のままであれば、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮、地域の経済・社会の維持・発展に重大な支障が生じることが危惧される。

次項では、このような情勢を踏まえ、我が国農業の構造改革を加速する観点に立って、新たな基本計画のもとでの担い手・経営対策や農地対策等に関する展開方向を明らかにするとともに、地域における農業の再編・活性化の取組の状況等を整理する。

図 II-30 営農類型別の農業粗収益、農業経営費、農業所得の推移
(平成9年=100、3か年移動平均、都府県・販売農家)



資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営部門別統計）」

注：1) 当該年を最終年とする3か年移動平均の値である。

2) 水田作経営については稲作の販売金額が1位の経営、その他の経営については当該部門の販売金額が1位の経営である。なお、水田作経営は水稻作付面積5ha以上、露地野菜経営は露地野菜作付面積2ha以上、施設野菜経営は施設野菜作付面積5,000m²以上、酪農経営は搾乳牛飼養頭数30～50頭の経営である。

3) 各経営とも1位部門以外の経営を含む経営全体における数値であり、経営耕地面積10アール当たりの数値を、9年（7～9年平均）を100とした指数で表したものである。

(4) 担い手・経営対策、農地制度の改革と地域農業の再編・活性化

ア 担い手政策の改革

(農業経営に関する施策を、担い手に集中的・重点的に実施することが重要である)

大規模経営をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営やこれをを目指して経営改善に取り組む農業経営は、収益性の高い農業経営、消費者ニーズに即した農業生産に取り組むとともに、地域農業の維持・発展にも大きく寄与している。今後、消費者が望んでいる農産物を安定的に供給していくためには、このような経営が国内の農業生産の相当部分を担う農業構造を早期に確立することが喫緊の課題である。

このため、産業政策の一環として講じられる農業経営に関する各種施策は、これまでの価格政策のように幅広い農業者を一様にカバーするのではなく、担い手を対象として集中的・重点的に実施することが重要である。これまでにも各種補助事業等の対象者を担い手に限定するなどの措置が講じられてきたが、今後とも各種事業の担い手要件のさらなる改善等の取組が重要となっている。

(地域における担い手の明確化とその育成・確保が必要である)

施策の集中化・重点化の対象となる担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者制度を活用しつつ、地域における担い手の明確化と認定農業者の認定の加速化を図ることが必要である。

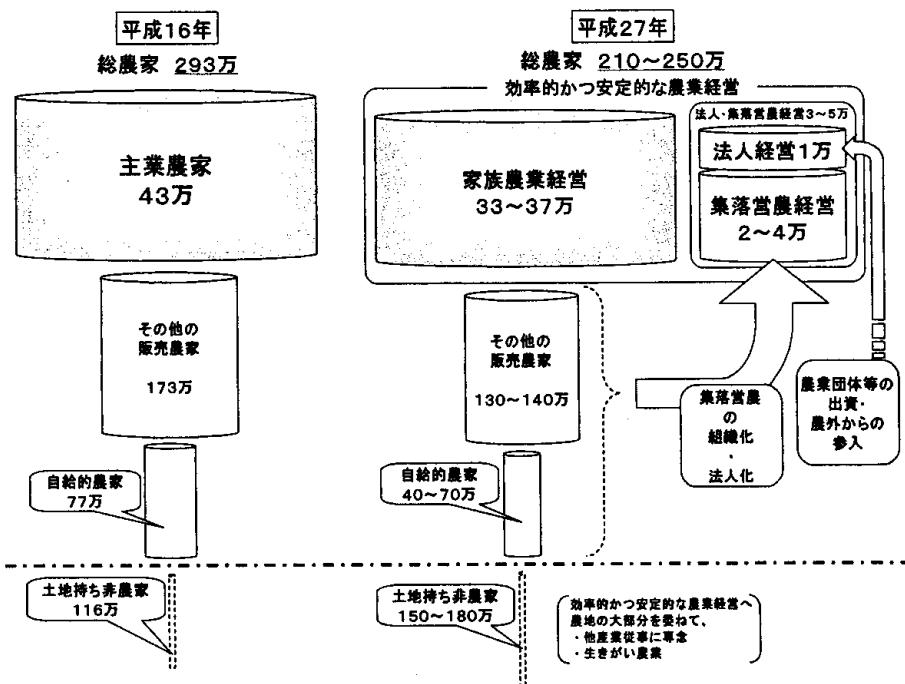
また、水田農業を中心とする土地利用型農業では、集落等の地縁的なまとまりのある一定の範囲において営農が維持されている場合が多い。こうした地域の実態を踏まえ、集落営農組織については、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれるもの担い手として位置付けることとされた。このような担い手の育成・確保を図るため、小規模な農家や兼業農家等も担い手となる営農組織を構成する一員となることができるよう、地域の合意に基づき、生産組織等も含めた集落を基礎とした営農組織の育成、これら組織の特定農業団体や特定農業法人への移行を推進する必要がある。また、その際、集落営農組織に参画しない担い手の規模拡大努力を損なうことがないよう留意することが必要である。

これらのこと踏まえ、担い手の明確化を推進するための取組を地方公共団体や農業団体と密接に連携しながら、重点的に実施することが重要である。このため、17年度に、全国段階、都道府県段階、地域の段階において、担い手育成総合支援協議会を設置し、担い手育成・確保に向けた全国的な運動を展開することとしている。

さらに、このような担い手の経営管理能力の向上や経営の法人化に向けた取組を促進するとともに、農業に携わる幅広い人材の育成・確保、女性の農業経営・地域社会への参画や高齢農業者の活動の促進等が必要である。

17年3月に策定された「農業構造の展望」では、今後、このような支援施策の集中化・重点化や、行政と農業に関する団体が一体となった取組等を通じ、担い手の規模拡大や集落を基礎とした営農組織の育成等を前提とすれば、27年における効率的かつ安定的な農業経営は、家族農業経営で33～37万戸程度、集落営農経営で2～4万程度、法人経営で1万程度となると見込んでいる（図II-31）。

図 II-31 農業構造の展望（平成27年）



資料：農林水産省作成。

- 注：1) 16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのすう勢を基にした推計値である。
- 2) 法人経営は、一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。
 - 3) 集落営農経営は、経営主体としての実体を有するものであり、法人化したものも含む。

イ 経営安定対策の新たな展開

(施策の対象となる担い手を明確化した新たな経営安定対策への転換が必要である)

食料・農業・農村基本法のもとで、これまで、需給事情や品質評価を適切に反映して価格が形成されるよう、価格政策を中心に政策転換が図られてきた。また、これとあわせて、農産物価格の変動に対応した品目別の価格補てんや、我が国の国土が狭いで傾斜地が多いこと、人件費、農地価格等が割高であること等を要因とする諸外国との生産条件格差を補正することにより、農業経営の安定を図る対策が導入されてきた。

しかしながら、これらの対策は、幅広い農業者を対象としているために、構造改革の推進や需要に応じた生産の誘導等の機能が十分発揮されていない面があった。

このため、現行の品目別の施策について、構造改革の加速化を図る観点から、対象となる担い手を明確化し、その経営の安定化を図る対策に転換していくことが必要である。その際、消費者や実需者のニーズが、市場を介し生産者に的確に伝わる機能を有するような施策とすることが求められる。

また、新たに導入する経営安定対策を持続的・安定的に運用していくとの観点からは、現在WTO^{*1}農業交渉において国内支持に対する規律の強化が検討されていることを踏まえ、本対策が、現行のWTO農業協定上、削減約束の対象とされていない「緑」の政策に該当するよう検討することが適切である^{*2}。

(水田作や畠作の経営を対象とする品目横断的政策の導入が必要である)

担い手の経営の安定を図る対策への転換に当たっては、水田作や輪作による畠作のように諸外国との生産条件の格差が大きく、かつ複数の作物を組み合わせた営農類型については、品目別ではなく経営全体に着目した品目横断的政策を講じることが適切である。

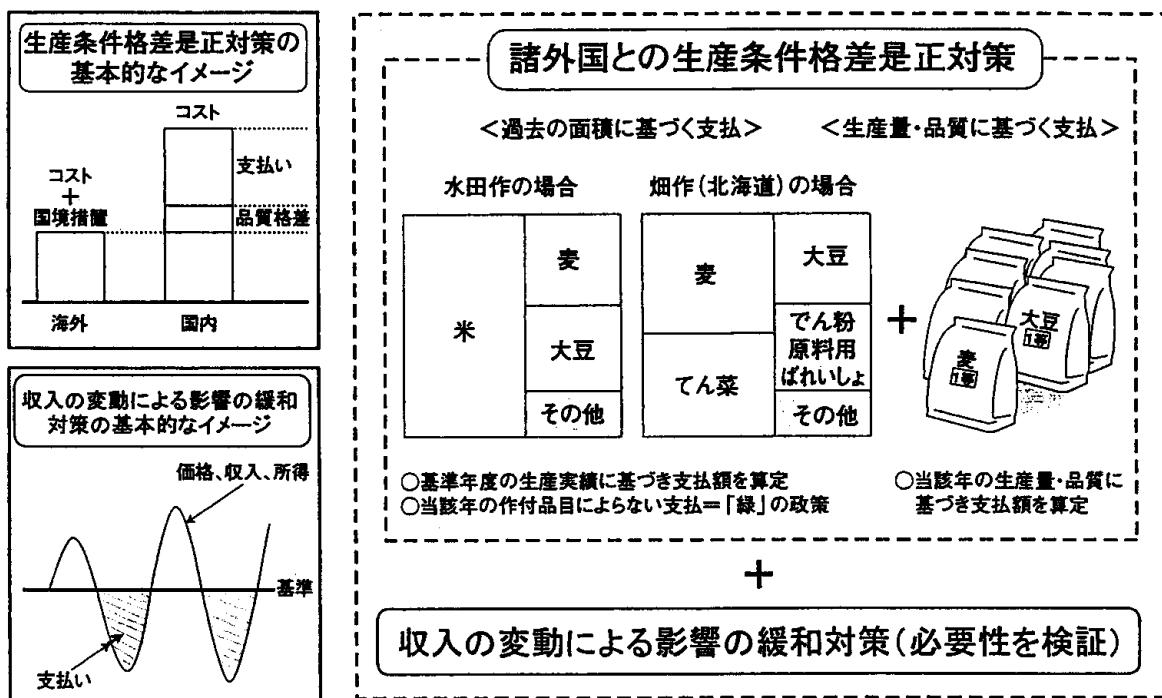
品目横断的政策では、諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性について検討することが必要である(図II-32)。このうち、生産条件格差の是正対策については、国境措置の水準等により諸外国との生産条件格差が顕在化している品目が対象であり、現時点においては、水田作では麦、大豆、畠作では麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ、等が想定されている。また、過去の作付面積に基づく支払と各年の生産量・品質に基づく支払を行うなどにより、需要に応じた生産の確保や生産性向上等の我が国農業の課題の解決に資するよう、留意することが必要である。一方、収入の変動による影響の緩和対策は、生産条件格差の是正対策の経営の安定にもたらす効果を見極めつつ、米及び上記対策の対象品目について必要性を検討することとされている。

本政策の対象となる担い手は、認定農業者のほか、集落営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものが基本である。これにより、小規模な農家や兼業農家等も一定の要件を満たす営農組織に参画することにより、本政策の対象となる経

*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

*2 WTO農業交渉については、第I章第3節(2)ア(P. 95)を参照。

図II-32 品目横断的政策のイメージ



資料：農林水産省作成。

営の構成員となることが可能になる。これらの政策転換については、19年産から導入することとし、今後、モラルハザードが生じないようにすることを前提に、構造改革の加速化の必要性、対象品目に関する制度の検討状況、米政策改革^{*1}の実施状況等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、対策の仕組みや経営規模・経営改善の取組に関する要件等、制度の具体化を図ることとしている。

一方、野菜経営、果樹経営、畜産経営等、部門ごとに専業的な経営を行っている営農類型については、対象となる経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別政策の見直しにより対応する必要がある。

なお、農業災害補償制度については、品目横断的政策の導入や品目別政策の見直しとあわせて、これらの施策との役割分担を整理し、この結果を踏まえて制度のあり方を見直すことが必要である。

ウ 農地制度の改革

(農地の効率的な利用と構造改革の加速化を促進するため、農地制度の改革が求められている)

農地は、農業生産及び農業経営にとって最も基礎的な資源であり、適正かつ効率的に耕作されることでその効果が発揮され、一旦かい廃された場合にはその再生に多大な費用と労力を要するという特質がある。このため、農地制度のもとで、優良農地の確保・保全やその効率的な利用の確保を図るため、農用地区域の設定や農地の転用規制、担い手への農地の利用集積や権利移動制限、耕作放棄対策等の措置が講じられてきた(表II-8)。

しかしながら、我が国の農地利用については、既に指摘したように、担い手への農地の利用集積が伸び悩んでいること、都市住民等の農地利用のニーズが高まる一方で、耕作放棄地の増加、個別・分散的な農地転用の発生等の問題が生じている。

これらの問題に対しては、農地の適正かつ効率的な利用の確保と優良農地の確保の観点に立って、以下の事項を基本とする農地制度の見直し、拡充を図っていくことが重要である。

第1に、農地の利用集積の促進については、その対象となる担い手の明確化、地域の話し合いと合意による担い手の営農の効率化に結び付くような農地の面的なまとまりの確保、農地保有合理化事業の拡充等を図ることが重要である。

第2に、耕作放棄地の発生防止・解消については、市町村による総合的な耕作放棄地対策の行動計画の策定、耕作放棄地の所有者からの利用権移転の促進や所有者が不明の耕作放棄地の緊急的な管理の仕組みの構築等を図ることが重要である。

第3に、担い手不在の地域での農地の効率的利用については、意欲ある者の農業への新規参入の促進、耕作放棄の発生等の懸念を払しょくする要件のもとでの農業生産法人以外の法人の農地リース方式による農業参入の全国的な展開、地域の実情に応じた農地の権利取得の下限面積の引下げ等を図ることが重要である。

第4に、優良農地の確保については、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっての

*1 米政策改革については、本章第5節(1)(P. 187)を参照。

表Ⅱ－8 戦後の農地政策に関する主要年表

主要事項		
昭和20年代	20年	第二次世界大戦終戦
	21年～	農地調整法改正、自作農創設特別措置法制定 農地改革の実施 (193万町歩の農地が解放され、小作地率は46%から10%未満へ)
	24年	土地改良法制定 土地改良事業の推進
	27年	農地法制定 農地はその耕作者自らが所有することを最も適當とする
30年代	36年	農業基本法制定 著しい経済成長の過程で顕在化した農業と他産業との間の生産性及び生活水準の格差の是正を目標に、生産政策、価格・流通政策及び構造政策の3本の柱により国の施策を方向付け
	37年	農地法改正 農業生産法人制度の創設
40年代	44年	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)制定 農業上の利用を確保すべき土地について、原則として農地以外の用途に転用することを規制する農用地区域を設定
	45年	農地法改正 借地規制の緩和、小作料規制の緩和等
50年代	50年	農振法を改正し、農用地利用増進事業を創設 借地等による農地流動化を促進
	55年	農用地利用増進法制定 農地を安心して貸せる仕組みづくり
平成	元年	農用地利用増進法改正 耕作放棄地の有効利用等
	5年	農用地利用増進法を農業経営基盤強化促進法に改正 効率的・安定的な農業経営体の育成、農地を担い手に集積するための仕組みづくり
	10年	農地法改正 農地転用許可基準の法定化
	11年	食料・農業・農村基本法制定
	12年	農地法改正 農業生産法人の一形態として株式会社形態を導入
	14年	構造改革特別区域法制定 農地リース方式による農業生産法人以外の法人の農業参入を可能に
	15年	農業経営基盤強化促進法改正 耕作放棄地所有者の利用計画の届出等

資料：農林水産省作成。

手続きの客觀性・透明性の向上、公共施設向けの農地転用における関係部局間の連携の強化、改定後の農用地等の確保等に関する基本指針に基づく農業振興地域制度の的確な運用の促進等を図ることが重要である。

このため、農林水産省は、農業経営基盤強化促進法等の改正案を17年の通常国会に提出した。

今後は、これらの農地制度の見直し、拡充を踏まえ、農業の構造改革の加速化と地域農業の再編・活性化の取組を進めていくことが求められている。

エ 地域における農業の再編・活性化

(各地で地域農業の再編・活性化の動きがみられる)

経営改善のための施策を担い手に集中化・重点化していくことは、地域にとっても、地域農業を将来にわたって核として支える担い手を中心に、土地利用や農業生産を集積する契機となることが期待できるという面で有益である。

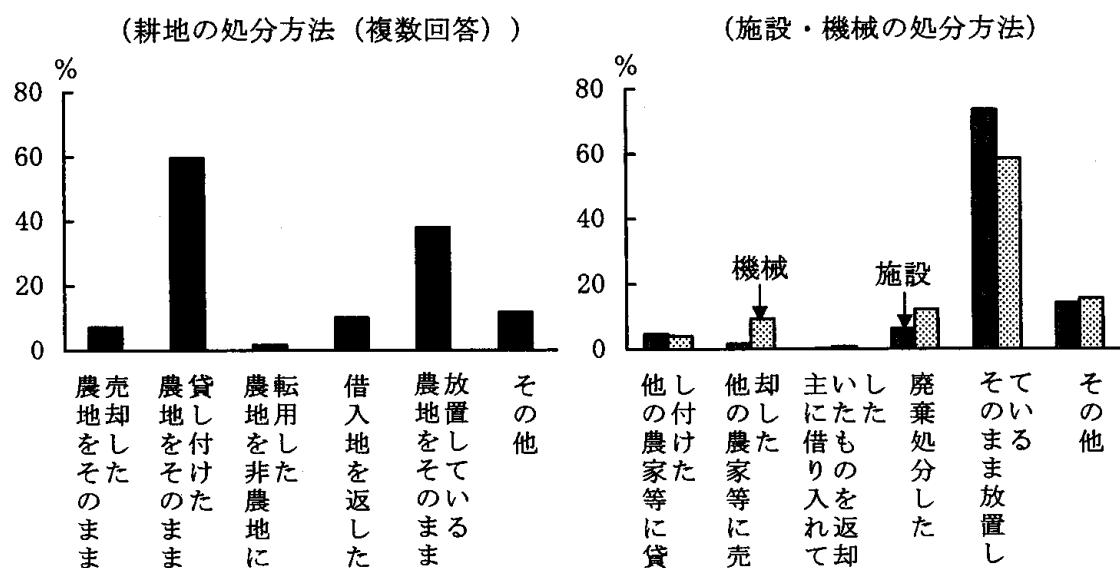
しかしながら、既に述べたように、農業者が減少し、高齢化が進行しているなかで、担い手が十分に確保されていない地域もみられ、これらの地域の中には、近い将来、農業生産の維持が困難になる地域もあると考えられる。また、離農世帯における耕地、施設及び機械の処分方法をみても、農地、施設、機械について、それぞれ4割、7割、6割の世帯がそのまま放置しており、地域における経営資源の継承という観点でみた場合に問題をかかえている(図II-33)。

このような状況のなかで、各地で、地域全体での合意を図りながら地域農業の担い手や主体を明らかにし、地域農業の再編を進め、農業生産の維持・発展を目指す多様な取組が進められている。

例えば、意欲のある個別経営体や法人経営体が確保されている地域では、これらの経営へ農地を集めることや農作業委託を行うことにより、大規模経営の育成とあわせて、地域農業の再編が進められている。この場合、農地等の出し手は、規模縮小農家や離農する農家だけでなく、例えば、稲作部門を経営から切り離し、畜産や園芸作物に経営を特化させる担い手である場合もみられ、このような地域では、各経営部門間の補完、連携等が行われる地域農業の複合化の動きが進んでいると考えられる。また、法人経営の中には、地域の労働力を雇用労働として積極的に受け入れながら、経営規模を飛躍的に拡大している例もみられる。

さらに、農業者数の減少や高齢化が一段と進行するなかで、個別農家のみに地域の農業を委ねるのではなく、集落営農組織、地域の農地の一体的管理を行う特定農業法人、農作業の受託を専門的に行うサービス事業体、市町村・農業協同組合が出資した農業生産法人等が、創意工夫を重ねながら地域の農業生産を支えている例もみられる。担い手となり得る個別経営が確保されている地域では、これらの組織が、引受け手のない農地を一手に引き受けるなどの機能を通じて、地域の農業生産を補完、支援する役割を担っており、個別経営との連携を図りながら地域農業の維持・発展に寄与している事例もみられる。その一方で、担い手が十分に確保されていない地域では、これらの組織が地域農業を維持する実質的な主体となっている場合もみられる。

図II-33 離農世帯における耕地、施設及び機械の処分方法（平成16年、全国）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」

注：16年農家調査（販売農家）の標本のうち、過去1年間に離農した世帯（662世帯）について調査した結果を割合で表したものである。

（地域の関係者が合意形成を図りながら、地域農業の再編・活性化に取り組んでいくことが重要である）

これまでみたように、農業生産や経営構造の動向は、地理的・社会的な立地条件等を反映して、地域ごとに異なっている。このため、地域農業の再編・活性化に向けた取組においても、立地条件や生産構造等を踏まえ、中心的な役割を果たす経営主体となり得る担い手や組織を地域のなかで明確化していくことが求められる。さらに、この明確化された担い手に対し農地の利用集積を進める集落ぐるみの取組が重要である。

また、農地等の出し手となる農家には、兼業農家や高齢農家等が多いと考えられるが、このような農家においても、地域農業の構成主体として、地域農業の活性化に向けた取組に積極的に参画することが望まれる。例えば、農業再編を目的に農業生産法人が設立された集落で、この法人へ農地を貸し出している者が、新たに農産物加工や店頭の直接販売に参加し、地域農業の活性化に寄与している事例もみられる。

今後、地域農業における多様な主体の存在を踏まえながら、効率的かつ安定的な農業経営を核として、兼業農家、高齢農家等を含む地域の関係者が、望ましい地域農業の実現に向けて、相互の役割分担等についての合意形成を図りながら、地域農業の再編・活性化に取り組んでいくことがきわめて重要である。

＜事例：多様な担い手による地域農業の再編・活性化に向けた取組＞

(1) 地域の転作作物を請け負う農業法人（茨城県鹿嶋市）

農事組合法人Jは、大規模水田作経営の3戸の農家が構成員となり、平成16年に設立された。J法人は、3地区の転作を担っており、30haの経営面積で、二条大麦、飼料作物の生産を行うとともに、作業受託も積極的に行っている。また、A法人が生産した飼料作物は近隣の酪農家に供給されている。農地等の出し手としては、後継者のいない規模縮小農家のほかに、酪農や畑作、露地野菜（キャベツ）に特化している主業農家も多く、稻作以外の部門の専作化が進むこと等により、地域内複合の進展が期待されている。

(2) 農産物加工・販売へ取組を広げた集落営農（島根県日原町）

2つの集落から構成されている農事組合法人Kは、高齢化、後継者不足に伴う農地の荒廃を防ぎ、集落内の農業生産を維持していくことを目的に14年11月に設立された。K法人は、利用権設定により集落の農業者から農地を借り入れ、米、麦、そば等の農業生産を行うほか、地域で生産された農産物の加工・販売を開始した。農地の出し手となった農業者は、農業から退くのではなく、あぜや農業用水管理をはじめ、法人の加工・販売所の運営等へ参画することにより、集落の農業を守る主体の一員であるという自覚をもつとともに、新たな付加価値の創出に貢献している。

(3) 旧村を単位とした広域の集落型農場（福井県大野市）

大野市の最西部に位置する旧村L地区では、水稻の採種ほ場の指定を受けている水田地帯であるが、兼業化が進み、担い手不在が顕在化するなかで、12年に8集落で構成する農事組合法人M（13年に特定農業法人）が設立された。現在、M法人の構成員は153戸の兼業農家、経営耕地面積は209haに達する大規模な集落営農組織となっており、5名の専従者を中心に水田作経営が行われている。このような集落をまたがる広域の農業経営により、規模拡大効果を活かした低コスト・高所得経営が実現されている。また、専従でない組合員についても、基幹作業以外の作業が再委託されることにより地域農業とのかかわりが維持されるとともに、女性・高齢者を中心に農産物の加工・販売の取組が進められ

ている。

(4) 18年に法人化を目指す、1集落を単位とした特定農業団体（富山県黒部市）

黒部市N集落におけるN生産組合は、高齢化の進行、農業の後継者不足を背景に、水稻、大豆の協業経営を行う生産組合として元年に設立された。その後、農地の集積や経営の複合化、法人化等将来の経営展開の方向について検討を進めるなかで、米政策改革が開始されたことを契機に、16年に特定農業団体となった。N生産組合は集落の農家26戸のうち20戸の兼業農家から構成され、集落内を活動範囲として、水稻、大豆、ももの栽培に取り組んでいる。また、農地の利用集積も進んでおり、将来的には集落内の農地のほぼすべてをN生産組合に集積する計画である。現在、N生産組合では、18年1月の農業生産法人設立に向けて話し合いが進められている。

(5) 地域農業の後方支援を担う、行政が出資母体の農業生産法人（青森県旧天間林村）

旧天間林村（17年3月、合併により、七戸町）では、高齢化や担い手の減少が進むなかで、離農や規模縮小を行う農家が所有する農地を、村内の担い手経営が引き受けるというこれまでの対応が、既に限界に達しつつあった。このため、15年に村が出資母体となって農業生産法人を設立し、農作業の受託、借入地における農業生産を開始した。農作業の受託は、引受け手のない条件の劣悪な農地を中心に行っており、また、借入地における農業生産も、新たな地域戦略作物として位置付けられている小豆を先駆的に栽培するなど、地域農業の後方支援としての役割を担っている。

(6) サービス事業と農業経営を行うJA出資法人（宮崎県都城市）

J A都城の管内は、南九州を代表する畜産・畑作地帯であるが、高齢化、担い手不足、耕作放棄地が顕在化しており、これらを克服し、地域農業の維持・発展を図ることを目的に、13年に同JAは95%出資した農業生産法人Oを設立した。O法人では、水稻及び野菜苗の生産販売や野菜栽培の作業受託を行うなど、個別経営の支援を目的としたサービス事業を中心に展開している。また、引受け手がない農地を中心に借り入れ、露地野菜や茶の栽培を行うなど、法人自らが農業経営を積極的に行っており、地域の農業生産のけん引役としての役割も期待されている。

第3節 国産の強みを活かした農業生産の展開

「食」と「農」の距離が拡大するなかで、国内農業の持続的な発展を図るために、農業の構造改革の加速化とともに、消費者や実需者が求めている農産物の安定供給に向けて、国産の強みを活かした生産体制への転換が不可欠である。

本節では、こうした認識に立って、その具体的な取組の現状と課題を明らかにする。

(1) 国内農業生産をめぐる情勢の変化

(消費者等は、国産農産物に関し、安全性、品質、おいしさの面では評価している)

消費者や実需者の農産物や食料品に対するニーズは、品質、価格、数量、機能・成分、利便性、安全性等、ますます多様化しており、これらのニーズに対応するため、多種多様な国産や輸入の農産物、食料品が供給されている。しかし、このことが「食」と「農」の距離の拡大の一因ともなっていることは、既に第I章でみてきたとおりである。このような情勢のなかで、消費者は、輸入品と比べてある程度価格が高くとも国産農産物を購入する意向をもっている。調査によれば、生鮮食品について、種類、見た目、量が同等であれ

ば、全体の8割の者は、「割高でも国産品を購入する」と回答している¹。そのうち、「1割高までなら購入する」と回答した者の割合が最も高く、「3割高以上でも購入する」と回答した者も1割を占めている。

しかしながら、国産品と輸入品の小売価格差について、野菜を例にしてみると、かぼちゃや、たまねぎ、パプリカを除く主要品目で、国産標準品の小売価格は輸入品に比べ3割以上高くなっている（図II-34）。また、輸入食品に対する評価をみても、「国産品より低価格である」とする者が9割を占めており、「輸入食品は消費者に受け入れられており、これからも輸入量はふえる」とする者も6割に及んでいる²。このように、国産農産物は、輸入品との価格競争という点では厳しい環境にさらされている。しかし、その一方で、国産農産物の評価は、輸入品に比べて安全性、品質、おいしさに関して相対的に高くなっている。

（国産の強みを最大限に活かした農業生産への転換が重要となっている）

国内農業生産をめぐる情勢をみると、農業構造の改革の遅れに加えて、食料消費の低迷、農産物価格の下落、安価な輸入農産物との激しい競争等のもとで、農業総産出額や農業所得が減少するなど厳しい状況にある。このようななかで、一定の経営規模以上の農業経営者を対象とした調査によれば、農業経営において「より付加価値の高い作物や農業生産方式への転換」、「直接販売・契約生産等の取組」等の取組が必要であると考えている農業経営者の割合が高くなっている（図II-35）。実際に、消費者の国産農産物に対する潜在的な志向、安全性や品質等に関する評価を踏まえれば、これらにこたえ得る国産農産物を消費者が納得できる価格で供給することは、農業の競争力の強化と農業経営の持続的な発展の鍵になると考えられる。

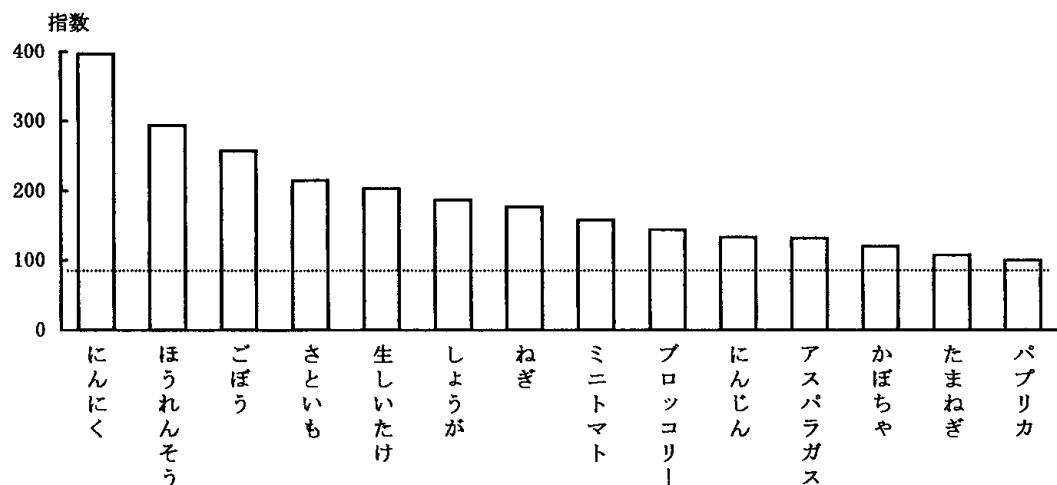
そのためには、農業の構造改革の取組とあわせて、消費者や実需者が求める多様なニーズに対して、農業経営者や産地が国産の強みを改めて検証、確認したうえで、それを最大限に活かし、自らが主体的にこたえていく生産体制へと転換することが不可欠となっている。

これらの取組について、具体的な実践の状況をみると、必要性を感じているものの実際に取り組んでいる農家の割合は低く、必ずしも十分に取り組まれているとはいえない面がある。しかし、農業経営者や産地のなかには、安全及び消費者の信頼の確保、地域ブランド化、食品産業との連携、農業経営の技術革新、農産物輸出等に積極的に取り組む動きがみられるようになっており、今後、これらの取組の加速化が必要となっている。

*1 農林漁業金融公庫「食品の表示に関するアンケート調査」（14年8月公表）。沖縄県を除く都道府県庁所在地（東京都は23区）に住居する2,300世帯を対象として実施（回収率33.6%）。

*2 農林漁業金融公庫「食品の輸入に関するアンケート調査」（15年3月公表）。沖縄県を除く都道府県庁所在地（東京都は23区）に住居する2,300世帯を対象として実施（回収率32.6%）。

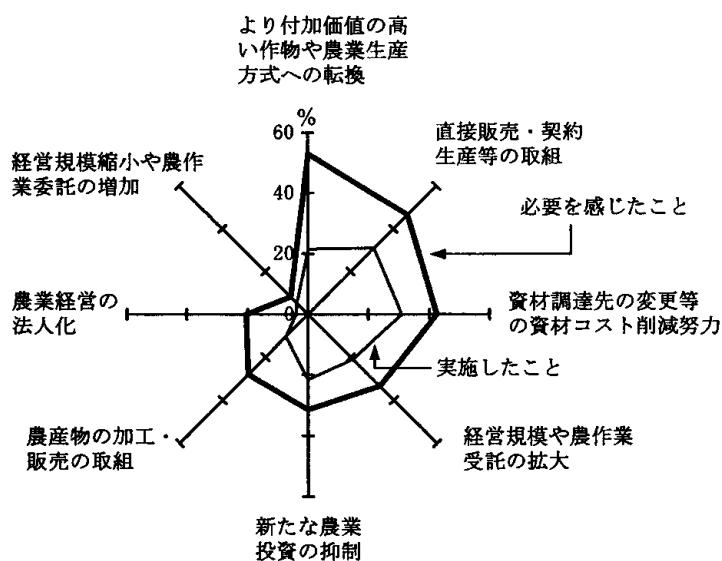
図II-34 全国主要7都市における主要野菜の国産標準品の小売価格
(平成15年、輸入品価格=100)



資料：農林水産省「全国主要7都市における主要野菜の小売価格・販売動向」

- 注：1) 主要7都市（札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）に所在する生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業者を対象として実施。
2) 国産標準品とは、国内で生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法等について特段の差別化を図らず販売され、地場産、高付加価値品のいずれにも該当しない国産品である。

図II-35 農業経営において「必要を感じたこと」及び「実施したこと」
(複数回答)



資料：農林水産省「農業経営の展開に関する意識・意向調査」(15年10月公表)

- 注：1) 全国の情報交流モニター等のうち農業者モニター(3,224名)を対象として実施したアンケート調査(回収率81.3%)。
2) 比較的経営規模の大きい農家がモニターとなっており、例えば、稲作経営(稲作販売金額が第1位)の水稻作付面積は150アール以上、施設園芸経営(同第1位)の施設園芸作物作付面積は、20アール以上である。

(2) 国産の強みを活かした新たな農業生産の取組と課題

ア 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組

(安全及び消費者の信頼を確保するために生産者の意識改革と取組の強化が求められている)

食にかかる様々な問題が発生するなかで、消費者は食品の安全性に不安を感じており、その内容として7割以上の消費者が残留農薬や汚染物質等をあげている^{*1}。

また、多くの消費者は、食品の安全性を確保するためには生産者や事業者の意識の向上が最も必要であると感じている(図II-36)。

このため、産地では、独自に機器を購入して残留農薬の検査を行うことにより、農産物の安全性の実証による消費者の信頼の確保や生産者の意識改革に取り組む動きがみられる。

また、農産物の生産・加工・流通等の各段階における情報を追跡し、遡及することができるトレーサビリティ・システム^{*2}の構築に向けた取組が進められている。

農協における品目別の生産履歴の記録・保管状況をみると、集出荷している農産物について一部及びすべての情報を記録・保管している農協が6割を超えており(図II-37)。しかし、その一方で、出荷する品目に添付している情報の内容をみると、生産者の氏名または農協の名称のみである割合が71.5%となっており、生産履歴の記録・保管とともに、その情報の開示、提供にかかる取組の促進が課題となっている^{*3}。

さらに、農産物の安全性や品質を確保するためには、このような取組とともに、農産物の生産段階において、病原微生物や異物混入等の危害対策や栽培工程における生産資材等の使用・管理事項等を定めておく取組(GAP^{*4})の推進が求められている。

生産段階でのこれらの食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組は、追加的なコストや労力の負担等が生じる場合がある。また、農産物価格が低迷するなかで、これら生産段階の経費負担を市場価格に反映させていくことは難しい面もある。しかしながら、これらの取組は、国内の生産者や産地における意識改革、ブランド化や差別化の鍵となる可能性があることから、その積極的な取組が求められている。

なお、この改革において、地域でまとまった取組が可能となる生産出荷団体や生産者グループの果たす役割が重要となってくる。こうしたなか、農協では、担い手とそれ以外の農家への分化、消費者ニーズの多様化・高度化等の変化に十分に対応しきれておらず、改革の必要性が高まっている。このため、現在、経済事業等の抜本的な改革が進められているが、この取組のなかで、食の安全・安心の提供が農協の今日的役割の一つとして掲げられており、消費者の信頼を回復するうえでも、その積極的な取組が求められている。

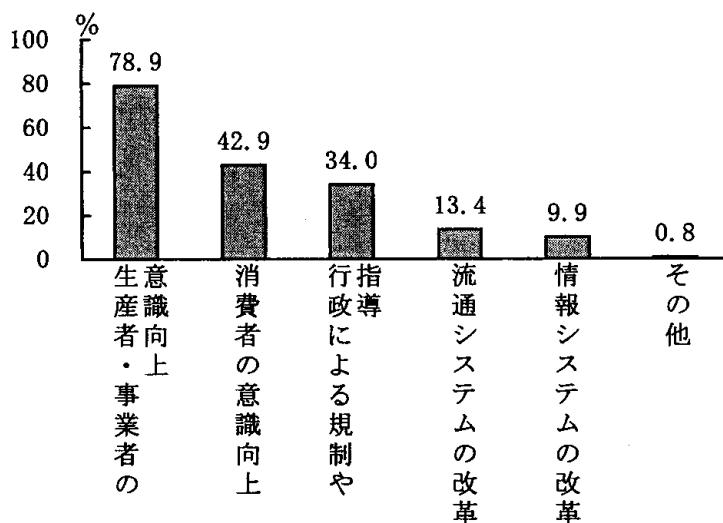
*1 農林水産政策情報センター「食品の安全性に関する消費者・農業者の意識に関するアンケート」(16年3月調査)。東京都及び大阪府在住の女性を対象として実施(回答総数500)。

*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

*3 農林水産省「平成15年度食品産業動向調査」(16年8月公表)。農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業をあわせて行う農業協同組合140農協を対象として実施した調査(回収率98.6%)。

*4 GAP: Good Agricultural practice(適正農業規範)

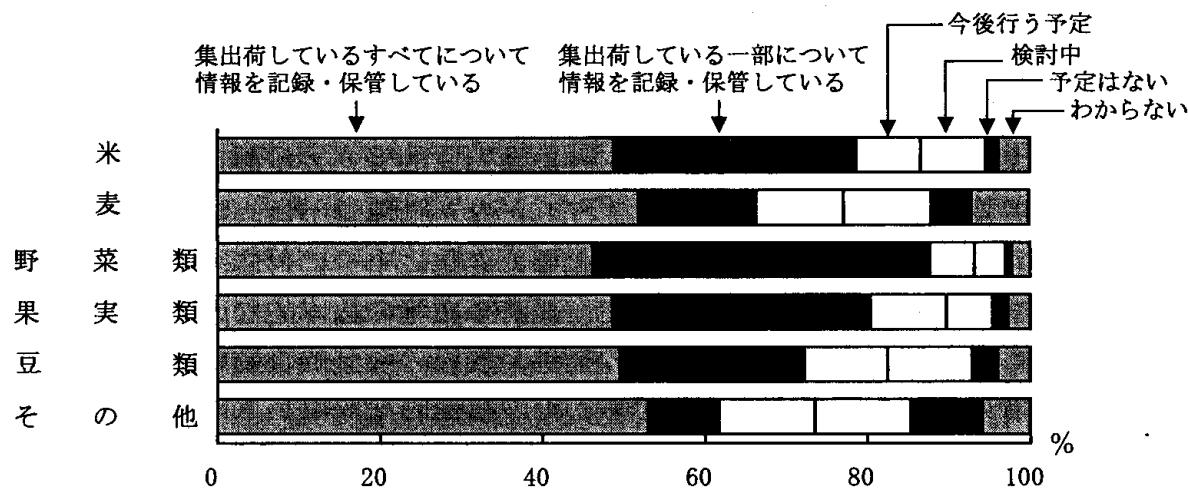
図II-36 食品の安全性確保に必要なもの（複数回答）



資料：NTTレゾナント（株）「食品のトレーサビリティ（生産履歴確認の確実性）に関する一般生活者の意識調査」（16年10月公表）

注：一般インターネットユーザー及び「gooリサーチ」登録モニターを対象として実施したインターネット調査（回答総数2,491）。

図II-37 品目別の栽培管理情報の記録・保管状況



資料：農林水産省「平成15年度食品産業動向調査」（16年8月公表）

注：農業協同組合法で定める農業協同組合のうち一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業を併せて行う農業協同組合140農協を対象として実施した調査（回収率98.6%）。

<事例：生産団体が主体となったトレーサビリティ・システムの構築>

福島県須賀川市で大葉の生産を行っている農業生産法人Pは、品質の向上と生産販売量の拡大を目標に構成員9名で平成15年に設立された法人である。

P法人は、以前から生産者と消費者がお互いに顔の見える関係を信条として紙媒体により消費者への情報提供を行っていた。しかし、生産者情報や使用農薬情報など提供する情報が増加するなかで、こうした紙媒体での情報提供に限界が生じてきた。そのため、16年3月よりパソコンによる生産情報の入力、管理を開始し、取引先への迅速かつ積極的な情報提供を行うことができるトレーサビリティを導入した。さらに、17年3月からは、ホームページを開設し、消費者等に対する必要情報の提供も開始した。

このような生産段階でのシステムの構築に向けた現在の取組を、販売段階までに至る全体的な取組に結び付けていくことができれば、農産物がどのように生産され、どの流通経路を通ったか確認することが可能となり、各段階の責任が明確化される。このため、以前から取引のあった加工業者、小売業者と連携し、二次元コードといった大量の情報伝達が可能となるシステム構築を検討している。

従来、トレーサビリティ・システムは、加工業者や小売業者の主導で導入される例が多くみられる。しかし、P法人では、川上にある生産者が主体となって情報を迅速かつ正確に伝達することにより、農産物の安全性や品質の管理に責任と自信をもち、構成員の栽培技術の向上や農産物の高品質化につなげている。

このような生産者団体が主導する生産から販売に至る食の安全確保に向けた取組が、「食」と「農」の距離を縮める動きにつながるものとして期待される。

(国産農産物の海外との競争力強化の観点からも安全及び消費者の信頼を確保するための取組は重要である)

農産物輸入が増大するとともに特定国からの輸入に依存する傾向が強まるなかで、輸入農産物の安全性に対する消費者の関心も高まっている¹。例えば、野菜の輸入量の約半分が中国によって占められているが、平成13年には中国産の冷凍野菜から基準値を超えた残留農薬が検出されたことを契機として、中国産野菜の輸入量が一時的に大きく減少した。中国では、こうした事件等を踏まえて、最近、輸出向けの農産物や食品の安全性の確保にかかる取組を強化するとともに、有機栽培及び減農薬・減化学肥料栽培の農産物等を対象に独自の基準により認証した「緑色食品」の普及にも努めている。

消費者の国産農産物に対する安全性にかかる評価は輸入品に比べて高いが、海外の产地でも安全性を確保するための取組は強化されていることから、輸入農産物との厳しい競争に対応していくうえでも、安全及び消費者の信頼の確保を重視した国内の产地づくりが重要となっている。

イ 国産の強みを活かした地域ブランド化の取組

(ブランドは、消費者等の食料品や農産物の購入に大きな影響を及ぼす判断基準である)

消費者にとってブランドとは、一定の品質や付加価値が保証されているものとして、そ

*1 農林水産省「食料品消費モニター第1回定期調査（食品の安全性について）」（P. 31脚注参照）

の商品を信用し、他の商品と識別して購入する際の重要な判断材料となるものである。

私たちの身の回りのほとんどの製品には、企業ブランドや商品ブランドが付けられており、消費者が商品を購入する際には、多くの商品分野においてブランドを重視している。食料品については、5割の者がブランドを重視すると回答しており、その特徴として、企業ブランドよりも商品ブランドを重視する傾向がみられる(図II-38)。このように、ブランドは消費者の商品選択に大きな影響を与えており、消費者がブランドを重視する理由としては、9割の者が「品質について信頼感がある」ことをあげている^{*}。

(地域ブランドの確立のために様々な取組が進められている)

このように、消費者が信頼感をもって商品を選択する上で、ブランドは大きな影響を与えている。このため、今後、農産物やその加工品が輸入品や国内の他の生産者、産地の競合品と差別化され、消費者等に購入されるためには、ブランドとしての商品価値を有することが大きな強みとなる。特に、地域において一定の広がりをもって生産されている農産物や加工品が、一定の品質や様々な付加価値を伴いつつ、市場競争力を高めていくためには、地域ブランドの確立を図ることが重要となってきた。地域ブランドの確立の基本的な考え方は、自然、歴史、文化等、地域固有の資源から生産される商品を独自の制度により認証し、厳密な品質管理を行うことにより、消費者の認知度や信頼性を高めることにあるとされている。各地域では、地域固有の品種を活かした新品種の育成、独自の生産方法や基準による品質の維持、販路や市場の開拓等、地域ブランドの確立に向けて取り組んでいる事例がみられる。

また、地方公共団体では、地域の特長のある農産物やその加工品のブランド化を支援するため、ブランドの公認機関を設置し、独自に定めた品種、品質、生産方法等の基準を満たす農産物等に認証マークを添付するなど、地域ブランドの確立に向けた取組が行われている。これらのなかには、農薬や化学肥料の使用回数や量を減らしたり、一切使用しないなど、独自の認証・表示制度を定め、環境への配慮や安全及び消費者の信頼の確保を基本としたブランド化を推進する取組もみられる。

<事例：地域ブランド化に向けた取組>

(1) 地域が一体となりさといものブランド化を推進（愛知県新城市）

愛知県新城市では、昭和10年代末から栽培が行われてきたさといもの産地であり、県と生産者は、協力して優良系統の選抜を行い、平成9年に優良系統種芋の供給を開始した。その後、県、市、農協等の各関係機関が連携してブランド化に向けた取組が進められ、県の伝統野菜への選定や商標登録、市場調査等の取組により他産地との差別化が図られた。また、大手量販店や生協との契約取引で販売されており、出荷量は増加しつつある。

(2) 地域の在来種の改良と独自飼育管理による豚のブランド化（沖縄県名護市）

養豚経営をしている農業生産法人Qは、沖縄在来種を改良した豚に天然水やヨモギ、海藻等の飼料を与えるなど、工夫を凝らしたこだわりの管理方法で飼育している。14年には商標登録も行い、販売

*1 公正取引委員会「ブランド力と競争政策に関する実態調査報告書」。図II-36の注釈参照。

面では、食品見本市や報道機関の取材等に積極的に対応しており、県内の大手流通業者をはじめ、県外からも引き合いが多くなっている。また、加工部門と連携して発色剤未使用のウインナーを生産するなど、販路拡大も行っている。

(3) 地域の農産物等全体を共通ブランド化（高知県土佐町）^{とさちょう}

J A 土佐れいほくでは、地域の自然環境や資源を最大限に活用し、減農薬や循環型農業に取り組んでおり、11年度から、減農薬、有機質肥料で栽培した主要野菜のブランド化が行われた。その後、この取組が地域の農産物等全体のブランド化構想に結び付き、こだわり栽培の水稻、地域の気候を活かし栽培された花、地域の山で育った産物、山で栽培した山野草の園芸品において商標登録された共通ブランドを付してシリーズ化された。販売面では、市場出荷のほか、直売、レストラン等外食産業へも販売先を開拓している。

（地域ブランドの確立に当たっては、認証制度や品質管理制度の確立、販売戦略の構築、植物品種の保護等が重要となっている）

このような地域ブランドの確立に向けた取組は、各地域で試行錯誤を繰り返しながら行われているが、生産者の高齢化、後継者不足、在来品種の希少性、生産者間の技術格差等により、需要の増加に応じた速やかな生産拡大が難しいなどの課題をかかえている。また、原料、生産方法、品質管理、食味等の体系的な地域ブランドの管理手法の確立や農産物やその加工品の品質、価値に対する地域の生産者自らの責任の自覚と明確化の課題もかかえている。

今後、消費者から認知され、信頼される地域ブランドの確立を図るためにには、地域固有の資源を活用した農産物やその加工品の開発、認証制度や品質管理制度、ブランドの管理手法の確立等に取り組むことが重要となっている。また、購買対象層の明確化、市場調査や販路の開拓、ブランドから連想される具体的な地域のイメージづくり等も含めた販売戦略の構築や消費者への地域情報の提供に積極的に取り組むことが重要である。このため、产学研官連携による技術開発・共同研究や新技術の実用化支援のほか、販売戦略等のための人材の育成・確保、商標登録等知的財産の保護制度の活用についての地域の取組を支援することが必要となっている。

さらに、地域ブランドが確立されていくためには、その前提として、国産農産物の品種等の保護が図られることが重要であるが、国内で改良、開発された品種が海外に流出した後に、安価な輸入農産物として流入する問題が生じている。このため、種苗法改正による育成者権侵害に対する罰則強化、関税定率法改正による税関での育成者権侵害物品の取締の実施、DNA品種識別技術の開発・利用の促進、植物新品種審査期間の短縮等の対策を進めていくことが重要となっている。

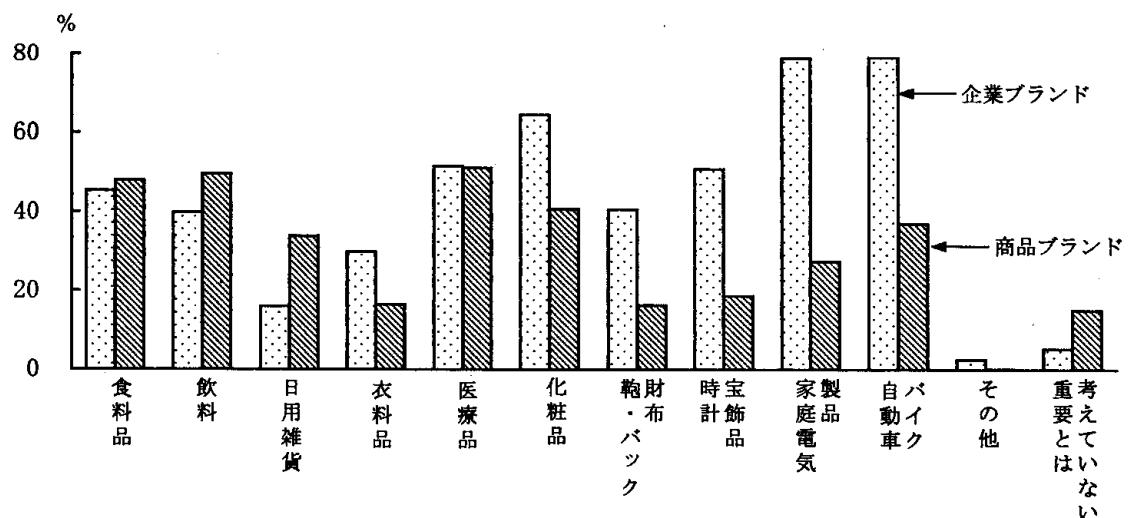
ウ 食品産業の需要にこたえる取組

（外食や中食等の食品産業のニーズに積極的にこたえる生産が必要となっている）

食の外部化^{*1}の進展に伴い、我が国における飲食費の最終消費額の80兆円（12年）のう

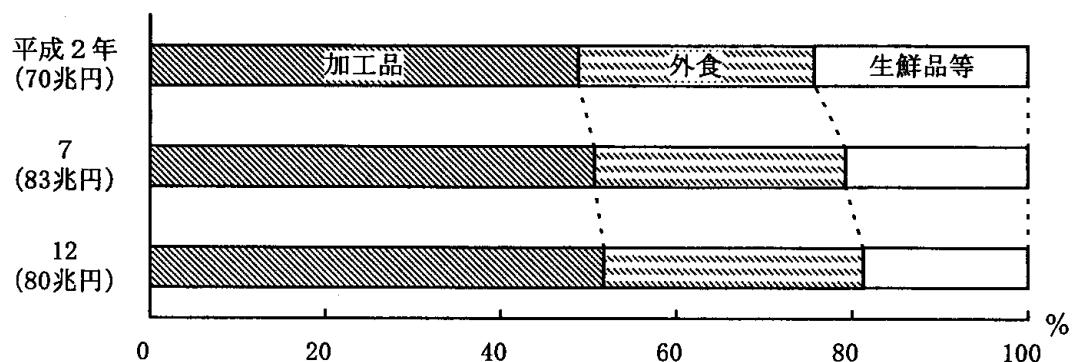
*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

図 II-38 商品購入の際にブランドを重視する商品分野（複数回答）



資料：公正取引委員会「ブランド力と競争政策に関する実態調査報告書」（15年6月公表）
注：14年度公正取引委員会消費者モニター1,000名を対象として実施（回収率92.7%）。

図 II-39 飲食費の最終消費額における消費形態別内訳



資料：総務省他9府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で作成。
注：() 内は、飲食費の最終消費額である。

ち、加工食品と外食の占める割合は8割となっている（図II-39）。また、1世帯当たりの年間家計支出のうち、食料消費支出に占める生鮮食品の割合は近年30%を下回るなど低下傾向で推移する一方、加工食品、調理食品、外食等の割合が高まっている^{*}。このように、国産農産物の販路としての食品産業の重要性が高まっている。しかしながら、国内の生産者や産地は、一般の消費者向けの生産志向が強く、価格や数量・品質等の取引条件を重視する食品産業のニーズに十分対応できていないこともあり、加工や外食に仕向けられる国産農産物の割合は低下傾向で推移している。

その一方で、最近の食の安全・安心に対する関心の高まりを背景として、消費者の国産志向は外食においても強まりがみられる。外食時の消費者のメニュー選択をみると、5割の者は「割高でも食材が国産のものを選ぶ」としており、「同じ値段なら食材が国産のものを選ぶ」も含めると、全体の95%の者が国産志向を示している（図II-40）。また、食品産業においても、「安全・安心なものが調達できる」、「おいしいもの、質が高いものが調達できる」、「新鮮なものが調達できる」等の理由から、国産品の調達量をふやす動きもある（図II-41）。

このような消費者や食品産業の国産農産物に対するニーズに対応するため、生産者や産地のなかには、付加価値の高い食材の安定的な供給に自らが主体的に取り組む動きもみられる。また、地域の特色のある農産物を原料とする加工食品の高品質化・差別化に取り組み、食品産業と連携した農産物の地域ブランドを確立する動きもみられる。

さらに、最近では、地場産の農産物を活用した特別メニューを地元のホテル、飲食店、料理店で提供したり、特産物の料理展示や試食会を開催するなど、産地と外食産業が連携して、特産物の地元での消費拡大と地元外食産業の振興を図る新しい形の地産地消の取組もみられる。

今後、これら食品産業との連携に生産者や産地が主体的に取り組むことにとどまらず、流通コストの削減、鮮度の向上、食の安全及び消費者の信頼の確保等の観点から、食品流通業との連携を強化することも重要であると考えられる。

<事例：食品産業の需要にこたえる農業生産の取組>

(1) はくさいの産地リレーによる加工原材料の安定供給（茨城県総和町）

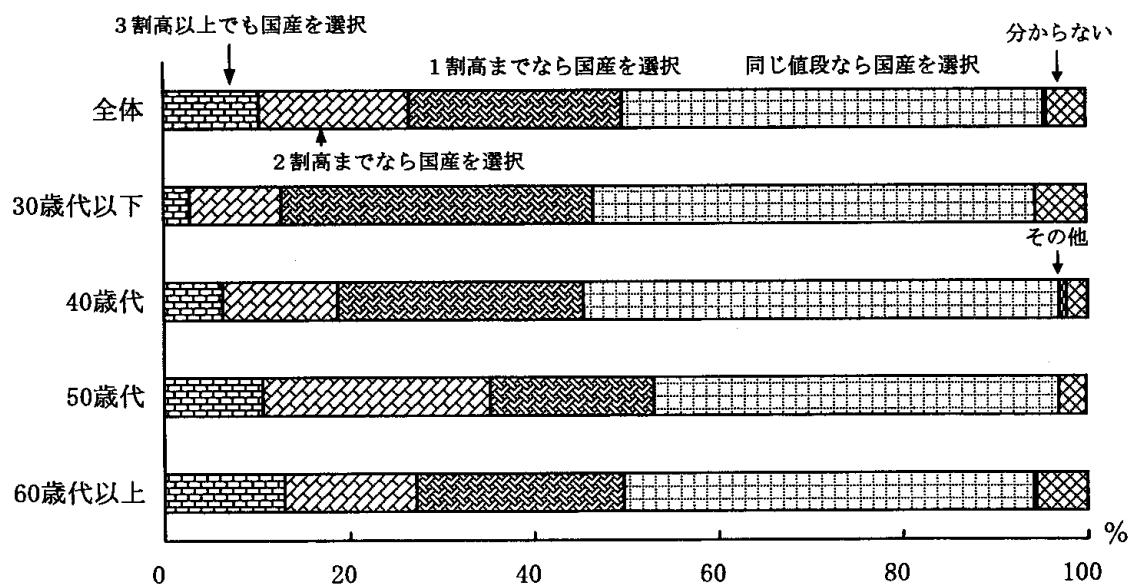
農業生産法人Rは、県内外の約200戸の農家と契約し、産地リレーによるはくさいの通年出荷に取り組んでいる。標高差等の各産地の地理的特性を活かし、異なる時期に収穫することにより加工業者に通年出荷を行っている。また、種苗供給、土壤検査、栽培指導、出荷管理等の統一基準に沿った農家の支援、各産地からの直接配送により、生産や品質が安定した新鮮な原材料の供給を実現している。

(2) パック詰めや冷凍加工による野菜、花等の多様な品揃えでの供給（千葉県山田町）

農事組合法人Sは、約80戸の専業農家を組合員とし、約40品目の野菜や花等の生産・加工を行い、生協、スーパー、ファストフード店等、約20の取引先に直接販売している。S法人は、野菜パック工場、野菜冷凍工場、たい肥化施設を所有しており、取引先の規格にあわせたパック詰め、旬の時期に栽培された野菜の冷凍加工を行うほか、自社工場や取引先業者から排出される残さのたい肥化を行つ

*1 総務省「家計調査」を基に農林水産省で試算した。

図II-40 輸入食材と比較した国産食材のメニューの価格に関する消費者の意識

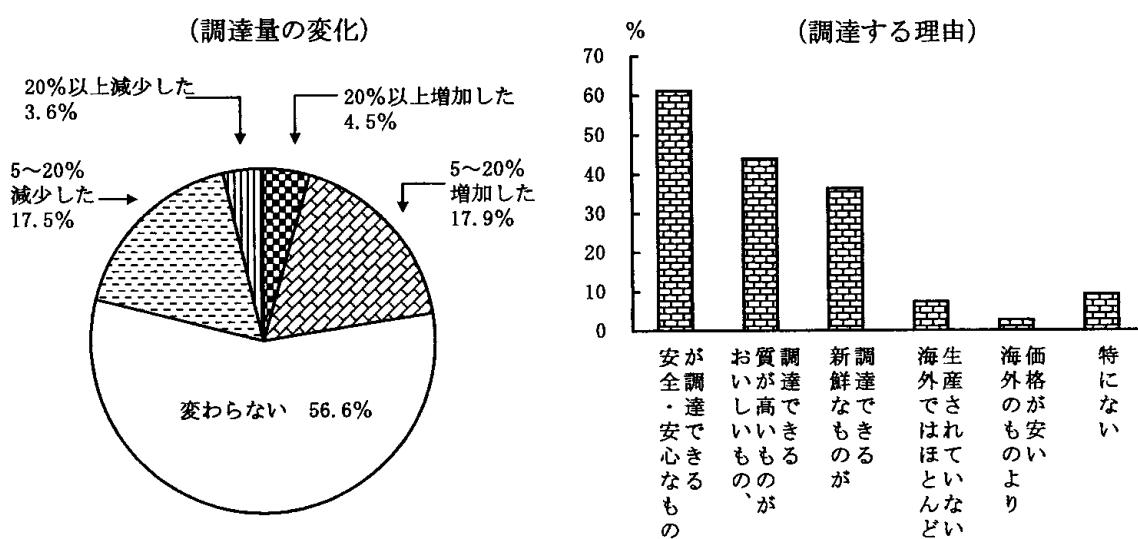


資料：農林漁業金融公庫「食品の輸入に関するアンケート調査」（15年3月公表）

注：1) 沖縄県を除く都道府県庁所在地（東京都は23区）に住居する2,300世帯を対象として実施（回収率32.6%）。

2) 「その他」は、「同じ値段でも輸入食材のものを選択」と「割高であっても輸入食材のものを選択」の合計である。

図II-41 食品産業における国産農水産物の調達の状況



資料：農林漁業金融公庫「食品産業動向調査」（16年2月公表）

注：1) 食品産業関連企業（7,031社）を対象として実施（回収率40.2%）。

2) 調達量の変化は、3年前程度と比較したものである。

3) 調達する理由では、調達量の変化で「増加した」と回答した者を対象とした。